

令和7年度 西指宿中学校生徒心得

0 生徒心得の意義

この心得は、西指宿中学校生徒として守らなければならないきまりや考えなければならない事柄をまとめたものです。私たちは、この心得をよく理解し、みんなが明るく楽しい学校生活をともに創り、立派な社会人としての基盤を築いていきます。

1 学校生活におけるきまり

(1) 生活

- ① 8時05分までに登校し、各提出物の確認や係活動、朝読書の準備をします。
- ② 登校後は外出をしてはいけません。もし、外出の必要があるときは、担任の先生の許可を受けます。
- ③ 遅刻や早退、欠席のときは、必ず学校に連絡をします。欠席の時は、保護者が必ず欠席届を電話連絡もしくは手紙で行う必要があります。
- ④ 体育の授業等、学習に参加できないときは、必ず教科担任の許可を受け、指示に従います。
- ⑤ 放課後、部活動以外で、必要により居残る際は、関係の先生方の許可を受けます。

(2) 礼儀

- ① 来客や先生方、友達に、その場に応じたあいさつや会釈をします。
- ② 時と場に応じて正しい言葉遣いをします。
- ③ 校長室や職員室、特別教室へ入るときは、必ず許可を得て入ります。

(3) 容儀

- ① 学校生活は指定の制服を着用し、また服装については「服装に関するきまり」を守ります。
- ② ネームは決められた場所に正しく付けます。(登下校時に着脱)
- ③ 頭髪については、男女とも清潔感のある中学生らしい自然な髪型とします。

ア 男子の頭髪について

- ・ 襟や目、耳にかからない長さとしします。

イ 女子の頭髪について

- ・ 長さは、肩にかからない程度を基本とします。
- ・ 肩より長くするときは、耳より下でくくります。(1つくくり、2つくくり、三つ編み可)
- ・ 髪ゴムの色は、黒・紺・茶とします。
- ・ 前髪は目にかからないようにします。

ウ 禁止事項について

- ・ パーマ(ストレートパーマを含む)や染色、脱色については禁止とします。
- ・ 頭髪の一部が極端に目立つ髪型は禁止とします。
- ・ 整髪料の使用は禁止とします。

(4) 所持品等

- ① 自分の持ち物には、必ず記名をします。
- ② 学習に不必要な物、金銭は学校に持ってこないようにします。
- ③ 物品を紛失したり、物品の盗難にあたりした場合は、ただちに担任の先生へ報告します。
- ④ 金銭や物品の貸し借りは禁止とします。
- ⑤ 身分証明書はいつも所持し、提示できるようにします。

(5) 安 全

- ① 公共物は大切に扱い、破損した際は必ず担任もしくは係の先生方へ報告します。
- ② 廊下は静かに右側を歩行し、走ってはいけません。
- ③ 校内では、安全に気を付けて生活します。特に、窓ガラス周辺で暴れてはいけません。

2 校外生活におけるきまり

- (1) 校外においても、西指宿中学校生としての自覚と誇りをもって行動します。
- (2) 通学路は、決められた(届け出た)通学路で登校します。
- (3) 登下校時に、買い食いや寄り道をしてはいけません。
- (4) 夜間の外出及び外泊をしてはいけません。なお、保護者同伴で外出する際は、21時までとします。
- (5) 宿泊を伴うレクリエーション(キャンプ 他)は、必ず保護者同伴で行います。

3 服装に関するきまり

- (1) 制服の購入は、学校で定めた取扱店で購入します。
- (2) 男子の制服規定については以下のとおりです。

① 冬 服

- ア 学校指定の学生服(上下)及び長袖カッターシャツ(白)とします。
- イ 学校指定のブレザー、スラックス、長袖シャツ(北指宿中学校と同じ仕様のもの)とします。
- ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用します。

② 中間服

- ア 学校指定の学生服(下)及び長袖カッターシャツ(白)とします。
- イ 学校指定のスラックス及び長袖シャツ(北指宿中学校と同じ仕様のもの)とします。
- ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用します。

③ 夏 服

- ア 学校指定の学生服(下)及び半袖開襟シャツ(白)とします。
- イ 学校指定の夏スラックス及びポロシャツ(北指宿中学校と同じ仕様のもの)とします。
- ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用します。

④ ベルト

ア 黒色で飾り気のないものとします。

(3) 女子の制服について

① 冬 服

ア 学校指定の学生服(上下)もしくは学生服(上)及び学校指定のスラックスとします。

イ 学校指定のブレザー、スカートもしくはスラックス、長袖シャツ(北指宿中学校と同じ仕様)とします。

ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の新入生のみ適用します。

② 中間服

ア 学校指定のジャンパースカート、丸襟長袖ブラウス(白)とします。

イ 学校指定のスカートもしくはスラックス、長袖シャツ(北指宿中学校と同じ仕様)とします。

ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用します。

③ 夏 服

ア 学校指定の夏学生服(上下)もしくは夏学生服(上)及び学校指定のスラックスとします。

イ 学校指定の夏スラックスもしくは夏スカート、ポロシャツ(北指宿中学校と同じ仕様)とします。

ウ 上項の「イ」については、令和7年度以降の入学生のみ適用します。

④ その他

ア ベルトは、学校指定の学生服についているものとします。

イ ネクタイやスカート丈を短くしてはいけません。スカート丈についてはひざが隠れる程度の長さとしてします。

ウ 丸襟長袖ブラウスを着用する際は、必ずリボンを付けます。

(4) 男女共通のきまり

① 通学用の靴は、白のひもつき運動靴とします。

② 靴下は、白(ワンポイント可)及び黒色のものとします。また、長さはくるぶしが隠れる程度のものとし、スニーカーソックスの着用は禁止とします。

③ 下着(インナー)は、制服や体育服からはみ出さないように着用します。色は白や灰色、黒色、紺色とし、華美な色や柄付きの下着の着用は禁止とします。

④ 更衣の移行期間は設けません。気候や寒暖に応じて、個人の判断で移行するものとします。

⑤ 厳寒期(12月～3月)は、ジャンパーやウィンドブレーカー、トレーナー類、手袋、マフラー、ネックウォーマー、黒色のタイツ(女子)の着用を許可します。ただし、手袋やマフラー、ネックウォーマーについては、校内における着用は認めません。また、シャツの上に着用するトレーナー類は、無地で華美でないものとします。

⑥ 衛生面の配慮や熱中症防止、自転車通学時の怪我防止等のため、登下校時の体操服及びジャージの着用を許可します。

(5) その他

- ① 上履きは、学校指定のものを使用します。
- ② 通学カバン及び補助カバンは、学校指定のものを使用します。

4 自転車通学におけるきまり

- (1) 自転車通学は、希望する生徒全員に許可します。ただし、保険に必ず加入することとします。
- (2) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学許可願い」を学校へ提出します。
- (3) 自転車通学生は、必ず反射タスキ及びヘルメットを着用します。
- (4) 安全のため、校内では乗車せず、押して通行します。
- (5) 通学用自転車については、以下の仕様とします。
 - ① 車体の色は、原則、白、黒色、紺色、シルバーとします。
 - ② ハンドルは、セミアップハンドルもしくはフラットハンドルとします。
 - ③ ベル及び反射板を必ず装着します。
 - ④ スタンドは両足スタンドとします。
 - ⑤ ギヤ装置は、ハンドルに切り替えのついたもので、内装式のものとします。
 - ⑥ ライトは自動点灯式(夜間の事故防止のため)とします。
- (6) 自転車は、指定された場所に整理して置き、盗難防止のためロックをかけます。
- (7) 生命にかかわる危険があるため、他人の自転車に絶対にいたずらをしません。
- (8) 以下の行為を禁止します。
 - ① 交通法規違反
 - ア 信号無視及び一時停止無視
 - イ 車道逆走や歩道での危険な運転
 - ウ 無灯火運転及び傘さし運転、二人乗り運転
 - エ 走行中における携帯電話・スマホ操作、イヤホンやヘッドホンの使用
 - ② スピードの出しすぎや片手運転、手放し運転、蛇行運転、並進等の危険な運転
 - ③ 反射タスキ及びヘルメット(あごひもも含む)の未着用時の乗車
 - ④ 規定外の自転車及び整備不良の自転車の使用
 - ⑤ 届け出た通学路以外の経路による登下校
- (9) 上項(8)の行為が発覚した場合、厳しい指導を受けることとします。